

若竹子どもルーム

一時預かり保育利用について

毎日ではないけれど、家庭の事情などにより、不定期で利用したい方は一日単位でご利用いただけます。

【施設名称】 若竹子どもルーム

【住 所】 〒264-0021 千葉県千葉市若葉区若松町 331

【連絡先】 Tel. 043-233-2114 (若竹保育園 方)

【対象児童】 保護者が就労等により日中家庭にいない小学1年生から6年生の児童

【開所時間】



若竹子どもルーム
ホームページQRコード

区 分	保育時間
通常授業日（平日）	授業終了後～午後7時
短縮授業日	授業終了後～午後7時
学校行事等振替休業日	午前7時～午後7時 ※朝7～8時は早朝保育、料金別途
長期休業日 （春・夏・秋・冬休み）	午前7時～午後7時 ※朝7～8時は早朝保育、料金別途

【利用料金】

	1日につき	おやつ代	合計
平日の放課後	2,000円	100円	2,100円
学校休業日 （春・夏・秋・冬休み）	2,500円	100円	2,600円

※早朝保育（午前7時～8時）は料金別途になります。1回につき200円かかります。

【休 所 日】

- ①土曜・日曜 ②祝日 ③年末年始 ④夏季5日間（お盆時期） ⑤サマーキャンプの2日間
- ※④⑤の日程については、年度の初めにホームページ等でお知らせいたします

【利用定員】

通常保育利用児童および一時預かり保育利用児童、合わせて40名まで。

※保育利用につきましては、通常保育利用児童（継続的利用）が優先されますので、定員40名が通常利用児童で定員を満たしている場合は一時預かりのご利用できない場合があります。予めご了承下さい。

【送迎について】

- ・小学校やご自宅への送迎は行っておりません。
- ・若松小学校新1年生の登所について、学校が始まってからの4月の1週間程度は支援員が途中まで（トヨタアレスまで）徒歩にてお迎えに行き、安全確保ならびに登所が習慣化するように支援します。
- ・利用予定日の登所について、必ず学校への報告し、下校方向について確認をお願いします。
- ・通常授業日（平日）のお迎えにつきましては、保護者の方が必ずお越しください。（お子さんだけで降所することはできません。）もし、保護者以外の方がお迎えになる場合は、事前連絡をお願いします。
- ・1日保育利用日（夏休み等）の送迎につきましては、必ず保護者同伴をお願いします。
- ・駐車場が完備しておりますので、車でお越しの場合はそちらをご利用ください。

【お弁当について】

夏休みなど午前からの保育を行う日、または学校給食のない日はお弁当をご持参いただいております。

【おやつについて】

- ・おやつは当施設で用意いたします。

【その他の注意事項】

- ・自然と触れ合う機会が多く、泥だらけになることも多いので、下着、靴下も含めて着替えを一組記名してご持参いただきます。
※学童の服をお貸しした場合、洗濯いただき速やかなご返却をお願いしております。
- ・所持品には、全て記名いただくか、名札等を付けていただきますようお願いいたします。消えかかった名前は書き直しをお願いいたします。
- ・学校の宿題などは、学習時間中にやるように声かけしますが、学習指導はおこなっていません。

【申込方法】 ・面接・申請書類

- ・一か月単位での申請になります。
- ・まずは電話にてお知らせください。その際に、一時預かり保育のご利用方法と必要書類の説明、面接日（申込書提出日）を決めさせていただきます。
- ・申請には「【4号様式】若竹子どもルーム一時預かり用児童名簿」「【5号様式】一時預かり利用申請書」のご提出をお願いいたします。
※【4号様式】【5号様式】は子どもルームもしくは保育園事務所に取りに来ていただくか、ホームページから印刷しご使用ください。
- ・利用希望日月の前月20日までに面接（初めての利用の場合）、および申込用紙提出をお願いいたします。
※面接は、保護者の方とお子さんでご来所ください。
- ・25日までに可否を電話もしくはメールにてお知らせいたします。

【申込ステップ】

- ① 電話にて面接日を決める（初回利用のみ）



- ② 「4号様式」および「5号様式」を直接子どもルームにて受け取る、もしくはホームページにてダウンロードし、必要事項を記入する



- ③ 利用希望日月の前月20日までに、面接および書類提出をお願いいたします。

※初回以降の面接は、特別な理由がない限り行うことはありません



- ④ 利用の可否は電話もしくはメールにて、前月25日までにお知らせいたします。

【利用選考について】

申込が多い場合、利用をお断りする場合があります。その場合以下の選考基準により当施設で選考させていただきます。

- ・保育の必要性（緊急性、逼迫性、その他保育が必要と認められる場合）。
- ・集団生活の場において安全な保育環境の確保が可能であるか。
- ・その他の事由が認められる場合